

豊橋市移住支援金・地方就職支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、豊橋市移住支援金（以下「移住支援金」という。）及び豊橋市地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この支援金は、愛知県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び豊橋市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき愛知県と協同して実施する移住支援事業及び地方就職学生支援事業において、東京圏から本市へ移住した者に予算の範囲内で交付することにより、もって本市への移住及び定住の促進に資することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、愛知県が定める愛知県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業実施要領第5の1（1）①（ア）に規定する条件不利地域を除いた地域をいう。
- （2） 転入 新たに本市の区域内に住所を定めること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により市長に届け出たものに限る。）をいう。

（各事業の概要）

第4条 移住支援金及び地方就職支援金の概要は以下のとおりとする。

（1） 移住支援金

東京圏から転入して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、愛知県と本市が協働して移住支援金を交付する。

（2） 地方就職支援金

東京圏内に居住し、かつ本部が東京都内にある大学の東京圏内のキャンパスに在学する学生で、卒業後、愛知県内に移住かつ就職する者に対して、愛知県と本市が協働して地方就職支援金を交付する。

（交付対象者）

第5条 移住支援金及び地方就職支援金の交付を受けることができる者は、以下のと

おりとする。

(1) 移住支援金

アに掲げる要件に該当し、かつ、イからオまでに掲げる要件のいずれかに該当するものとする。なお、第6条第1号イに定める移住支援金を申請する場合にあってはカに該当するものとする。

ア 移住等に係る要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 転入の日前10年間に於いて通算5年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏に在住し、東京23区内へ通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として通学していた期間を通算することができる。

(イ) 転入の前日まで連続して1年以上、東京23区内に在住していたこと又は東京圏に在住し、東京23区内へ通勤をしていたこと。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の企業等へ通勤していた者については、転入をした日の3月前までを当該1年の期間の起算日とすることができる。ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、修業年限を上限（ただし、高等専門学校は2年を上限）として通学していた期間を通算することができる。

(ウ) 移住支援金の申請の日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有すること。

(エ) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(オ) 日本人であること、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(カ) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉦産税をいう。）を滞納していないこと。

(キ) その他本市又は愛知県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でな

いこと。

(ク) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となった場合を除く。

イ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 就業に係る要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- a 本市への転入日において満50歳以下であること。
- b 勤務地（就業場所）が、東京圏以外の地域に所在すること。
- c 就業先が、マッチングサイト（都道府県が移住支援金の対象法人等の求人情報を掲載するために運営するマッチングサイトをいう。）に移住支援金の対象として掲載された求人情報を通じて就業した法人等であること。
- d 求人への応募日が、マッチングサイトにcの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- e 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- f 当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有すること。
- g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

(イ) 専門人材（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、移住する者をいう。）に係る要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- a 勤務地（就業場所）が東京圏以外の地域に所在すること。
- b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- c 当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有すること。
- d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。
- e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ テレワークに係る要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

(ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により本市へ移住した者であって、本市を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(イ) 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組において、所属先企業等から申請者に資金提供されていないこと。

(ウ) 所属先企業等において、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、雇用保険被保険者としてテレワークにより就業している（原則、恒常的に通勤しない）こと。

エ 関係人口に係る要件として、本市への転入日において満50歳以下で、（ア）及び（イ）に掲げるいずれかの要件に該当し、かつ、（ウ）から（オ）までに掲げるいずれかの要件に該当すること。

(ア) 豊橋市内に所在する大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第97条に規定する大学院を含む。）及び同法第108条に規定する短期大学をいう。）又は高等学校（学校教育法第50条に規定する高等学校及び同法第76条に規定する特別支援学校の高等部をいう。）に在籍していたこと。

(イ) 転入する日の属する年度の前3年間において1回以上、本市に対してふるさと寄附金を寄附し、体験型の返礼品を選択し体験したこと。

(ウ) 本市の認定農業者又は認定農業者となる見込みのある者

(エ) 本市の認定新規就農者又は認定新規就農者となる見込みのある者

(オ) 豊橋市内に本社又は本店を有する中小企業者等（別表に掲げる要件のいずれかに該当する事業者をいう。以下同じ。）に就業した者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

a 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）への就業でないこと。

b 本市への転入日より前に、当該就業先の企業説明会に参加する等の関わりを有していること。

c 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

d 当該就業先において、移住支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有すること。

e 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用である

こと。

f 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条に規定する適用事業の事業主に就業していること。

g 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む中小企業者等に就業していないこと。

h 暴力団員が役員となっている中小企業者等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する中小企業者等に就業していないこと。

オ 起業に係る要件として、愛知県が実施するあいちスタートアップ創業支援事業費補助金における起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受け、個人事業の開業又は法人の設立を行っていること。

カ 申請者が2人以上の世帯の申請をする場合にあっては、前項に掲げる要件を満たし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（ア）申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

（イ）申請者を含む2人以上の世帯員が申請の日において、申請者と同一世帯に属していること。

（ウ）申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請の日において転入後3年以上1年以内であること。

（エ）申請者を含む2人以上の世帯員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（2） 地方就職支援金

ア及びイに掲げる要件に該当するものとする。

ア 移住等に係る要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

（ア）大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（以下「交通費」という。）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

（イ）大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

- (ウ) 本市に移住したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、勤務地（就業場所）が愛知県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- (エ) 在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に上記（ウ）内定企業に就職し、本市に転入する意思を有していること。
- (オ) 本市への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から5年以上、継続して移住する意思を有していること。
- (カ) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (キ) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ク) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉦産税をいう。）を滞納していないこと。
- (ケ) その他本市又は愛知県が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- イ 就業に関する要件として、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (ア) 勤務地（就業場所）が愛知県内に所在する企業等に、前号ア（ア）の要件を満たす大学等を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する風俗営業者でないこと。
- (ウ) 暴力団員が役員となっている中小企業者等又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する中小企業者等に就業していないこと。
- (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 交通費の申請に当たっては、就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業ではないこと。

(カ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(キ) 愛知県内への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、当該地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

(支給額)

第6条 移住支援金及び地方就職支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 移住支援金

ア 単身世帯 60万円

イ 2人以上の世帯 100万円（当該世帯に子ども（申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者を対象とする。ただし、申請者の配偶者を除く。）がある場合は、当該者1人につき100万円を加算する。）

ウ 前号イに該当する申請者であって、豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金交付要綱（平成30年8月31日決裁）別表の項目の欄の子育て支援に係る補助（子育て奨励金）の補助金の交付決定を受けているものは、前号イの世帯に子どもがある場合に係る加算金は、加算しない。

(2) 地方就職支援金

ア 交通費 最大1万2千円

イ 移住に係る経費（以下「移転費」という。）最大8万1千5百円

(交付の申請)

第7条 移住支援金・地方就職支援金の交付の申請は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金

ア 申請者は、豊橋市移住支援金交付申請書（様式第1）に本人であることを証する書類の写し及び第5条第1項第1号に掲げる要件を満たすことを証する書類を添えて提出しなければならない。この場合において、同条第1項第1号イ、ウ及びエ（オ）に掲げる要件に係る申請にあつては、就業証明書（豊橋市移住支援金の申請用）（様式第2）を添えなければならない。

イ 前号アの規定による申請は、次の（ア）から（ウ）までに掲げる要件の区分に応じ、当該各号に定める期間に行うものとする。

（ア） 第5条第1項第1号イ及び第1号エ（オ）に掲げる要件 転入の日から3月以上1年以内であって就業先の法人等に連続して3月以上在職した期間

（イ） 第5条第1項第1号ウ及び第1号エ（（オ）を除く。）に掲げる要件 転入の日から3月以上1年以内の期間

（ウ） 第5条第1項第1号オに掲げる要件 転入の日から3月以上1年以内の期間であって、次に掲げる期間のいずれかを満たしていること。

a 起業支援金の交付決定日が転入日より先の場合は、起業支援金の交付決定日から1年以内の期間

b 転入日が起業支援金の交付決定日より先の場合は、起業支援金の交付決定日以降の期間

（2） 地方就職支援金

申請者は、豊橋市地方就職支援金交付申請書（様式13）及び添付書類（様式第13別紙1及び2）、就業・内定証明書（様式第14）、本人であることを証する書類の写し及び第5条第1項第2号に掲げる要件を満たすこと証する書類を、大学等の卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に提出するものとする。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、就業開始予定日前1年以内に提出するものとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる区分に応じてその内容を審査し、交付又は不交付の決定を行うとともに、当該各号に定める様式により決定した内容を当該申請者に通知するものとする。

（1） 移住支援金

交付の場合は豊橋市移住支援金交付決定通知書（様式第3-1）、不交付の場合は豊橋市移住支援金不交付決定通知書（様式第3-2）により通知する。

（2） 地方就職支援金

交付の場合は豊橋市地方就職支援金交付決定通知書（様式第15-1）、不交付の場合は豊橋市地方就職支援金不交付決定通知書（様式第15-2）により通知する。

（請求及び交付）

第9条 前条の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、市長が別に定める日までに、移住支援金については豊橋市移住支援金請求書（様式第4）を、地方就職支援金については豊橋市地方就職支援金請求書（様式第16）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該者の指定する金融機関へ口座振込により交付するものとする。

3 地方就職支援金の交付は交通費、移転費それぞれ1人1回を限度とする。

（申請の撤回）

第10条 申請者は、第7条第1項の規定による申請を撤回するときは、移住支援金については豊橋市移住支援金交付申請撤回届出書（様式第5）を、地方就職支援金については豊橋市地方就職支援金交付申請撤回届出書（様式第17）を遅滞なく市長に提出するものとする。

（交付決定通知書の再交付）

第11条 交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金については豊橋市移住支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第3-3）、地方就職支援金については豊橋市地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書（様式第15-3）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金については豊橋市移住支援金交付決定通知書【再交付】（様式第3-4）を、地方就職支援金については豊橋市地方就職支援金交付決定通知書【再交付】（様式第15-4）により、交付決定者に再交付するものとする。

（住居等の変更に係る届出）

第12条 交付決定者は、第7条第1項に規定する申請の内容に係る変更の有無を、速やかに市長に届け出なければならない。

（1）移住支援金

支援金を申請した日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点において、豊橋市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【本人用】（様式第6-1）を提出するものとする。

（2）地方就職支援金

本市への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満た

す企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日) から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過した各時点において、豊橋市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【本人用】(様式第18-1)を提出するものとする。

2 交付決定者は、前項の規定にかかわらず、第7条第1項に規定する申請の内容に変更が生じたとき又は変更となることが明らかになったときは、遅滞なく前項の届出書により市長に届け出なければならない。

3 交付決定者(第5条第1項第1号イ又は第1号エ(オ)及び第2号の要件を満たして交付決定者となったものに限る。次項において同じ。)が就業する法人等は、第7条第1項第1号に規定する就業・内定証明書の内容に係る変更の有無を、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 移住支援金

申請した日から起算して1年を経過した時点において、豊橋市移住支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(様式第6-2)を提出するものとする。

(2) 地方就職支援金

交付決定者が就業した日から起算して1年を経過した時点において、豊橋市地方就職支援金住居・勤務地等変更届出書【就業先法人等用】(様式18-2)を提出するものとする。

4 交付決定者が就業する法人等は、前項の規定にかかわらず、第7条第1項第1号に規定する就業証明書及び同条第1項第2号に規定する就業・内定証明書の内容に変更が生じたとき又は変更となることが明らかになったときは、遅滞なく前項の届出書により市長に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 移住支援金及び地方就職支援金の交付決定の取消しは以下のとおりとする。

(1) 移住支援金

ア 市長は、交付決定者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部を取り消すものとする。

(ア) 虚偽の申請その他の不正な行為等により移住支援金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(イ) 移住支援金の申請の日から3年未満に本市から転出したとき。

(ウ) 移住支援金の申請の日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞

したとき（第5条第1項第1号イ又は第1号エ（ウ）（エ）（オ）の要件を満たして交付決定者となったものに限る。）。

（エ） 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

イ 市長は、交付決定者が移住支援金の申請の日から3年以上5年以内に本市から転出したときは、交付決定の一部を取り消すものとする。

ウ 市長は、前2号の規定により交付決定を取り消した場合は、豊橋市移住支援金交付決定取消通知書（様式第7）により交付決定者に通知するものとする。

（2） 地方就職支援金

ア 市長は、交付決定者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、交付決定の全部を取り消すものとする。

（ア） 虚偽の申請その他の不正な行為等により地方就職支援金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。

（イ） 地方就職支援金の申請日から1年以内に、要件を満たす職への就業をしなかったとき。

（ウ） 地方就職支援金の申請日から1年以内に、本市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く）。

（エ） 本市への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から3年未満に本市から転出したとき

（オ） 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞したとき（ただし、退職から3か月以内に第5条第1項第2号の要件を満たす愛知県内の別の企業に就業する場合は除く）

イ 市長は、本市への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日（住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は地方就職支援金の申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に本市から転出したときは、交付決定の一部を取り消すものとする。

ウ 市長は、前2号の規定により交付決定を取り消した場合は、豊橋市地方就職支援金交付決定取消通知書（様式第19）により交付決定者に通知するものとする。

(返還)

第14条 移住支援金及び地方就職支援金の返還は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金

市長は、前条第1項第1号の規定により交付決定を取り消した場合において、既に移住支援金を交付しているときは、同条第1項第1号アに該当する場合にあっては交付した移住支援金の全部を、同条第1項第1号イに該当する場合にあっては交付した移住支援金の半額を交付決定者に請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

(2) 地方就職支援金

市長は、前条第1項第2号の規定により交付決定を取り消した場合において、既に地方就職支援金を交付しているときは、同条第1項第2号アに該当する場合にあっては交付した地方就職支援金の全部を、同条第1項第2号イに該当する場合にあっては交付した地方就職支援金の半額を交付決定者に請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして愛知県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

(返還免除)

第15条 移住支援金及び地方就職支援金の返還の免除については、以下のとおりとする。

(1) 市長は、交付決定の取消しを通知した者から移住支援金については豊橋市移住支援金返還免除申請書(様式第8)、地方就職支援金については豊橋市地方就職支援金返還免除申請書(様式第20)、及び返還免除を申請する理由を証する書類により返還の免除に係る申請があったときは、交付決定の取消しに至った事由が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると認められる場合は、愛知県知事の同意を得た上で前条の規定による移住支援金及び地方就職支援金の返還を免除することができるものとする。

(2) 市長は、前号の申請があったときは、その内容を審査し、返還免除の可否に係る決定内容を移住支援金については豊橋市移住支援金返還免除承認通知書(様式第9-1)又は豊橋市移住支援金返還免除不承認通知書(様式第9-2)、地方就職支援金については豊橋市地方就職支援金返還免除承認通知書(様式第23-1)又は豊橋市地方就職支援金返還免除不承認通知書(様式第23-2)により当

該申請者に通知するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金及び地方就職支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成31年4月1日決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱第4条の規定は、令和2年4月1日以降の転入者について適用し、令和2年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以降の転入者について適用し、令和3年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月2日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年8月2日以降の転入者について適用し、令和3年8月1日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年8月2日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年8月2日以降の転入者に

ついて適用し、令和３年８月１日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月31日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱の規定は、令和４年４月１日以降の転入者について適用し、令和４年３月３１日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月３１日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱の規定は、令和５年４月１日以降の転入者について適用し、令和５年３月３１日までの転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和５年１０月２５日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和５年１１月１日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

4 改正後の豊橋市移住支援金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった補助金について適用し、施行日前に改正前の豊橋市移住支援金交付要綱の規定により申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和６年３月３１日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の豊橋市移住支援金・地方就職支援金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以降の転入者について適用し、令和6年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の豊橋市移住支援金・地方就職支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降の転入者について適用し、令和7年3月31日までの転入者については、なお従前の例による。ただし、地方就職支援金については、令和7年3月31日までの転入者についても適用する。

3 前項の規定にかかわらず、第5条第1項第1号エ(イ)の規定は、令和7年4月1日以降に寄付した者について適用する。

別表（第5条関係）

主たる事業の区分	要件	
	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下